

この証明書を添えて6月11日(水)までに投票用紙を請求してください。

なお、この投票ができる人は、次のとおりです。

●身体障害者手帳に『両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が一級若しくは二級である者』、『心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が一級若しくは三級である者』、『免疫、肝臓の障害が一級から三級までである者』として記載されている人

●戦傷病者手帳に『両下肢、体幹の障害については特別項症から第二項症までである者』、『心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害については特別項症から第三項症までである者』として記載されている人

●介護保険の被保険者証に『要介護状態区分が要介護5である者』として記載されている人

郵便などによる不在者投票における代理記載

郵便による不在者投票をすることができる人で、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ厚岸町選挙管理委員会の委員長に届け出た人に、投票に関する記載をさせることができます。

●該当する人は、次のとおりです。
●身体障害者手帳に「上肢若しくは

視覚の障害の程度が一級である者」として記載されている人

●戦傷病者手帳に「上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までである者」として記載されている人

ほかの市町村での投票

出稼ぎなどで投票日当日、厚岸町で投票することができない人は、最寄りの選挙管理委員会では投票することができません。投票用紙の請求は、早

めに厚岸町選挙管理委員会に申し込んでください。

この場合、投票用紙の請求書は、必ず本人の自書でなければなりません。



■各投票所と投票時間

投票区	投票所	区 域	時 間
1	湾 月 生 活 館	湾月、愛冠	7時～20時
2	子 夢 希 児 童 館	松葉(3丁目58まで、3丁目85～100)、有明、梅香、若竹(3丁目13まで、3丁目33～111)	//
3	湖 南 地 区 集 会 所	松葉(3丁目59～84、3丁目101～)、奔渡(1丁目)、若竹(3丁目14～32、3丁目112～)	//
4	多機能共生型地域交流センター	奔渡(2丁目～4丁目)	//
5	漁村環境改善総合センター	奔渡(5丁目～7丁目)	//
6	中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋	9時～16時
7	床潭地区漁村センター	床潭	7時～19時
8	末 広 地 区 集 会 所	末広	9時～16時
9	トライベツ地区集会所	トライベツ	//
10	若 松 地 区 集 会 所	若松	//
11	糸 魚 沢 地 区 集 会 所	糸魚沢	//
12	生 活 改 善 セ ン タ ー	港町	7時～20時
13	真 栄 地 区 集 会 所	真栄	//
14	住 の 江 地 区 集 会 所	住の江、山の手	//
15	宮 園 地 区 集 会 所	宮園1丁目(第16投票区以外の番地)、宮園2丁目	//
16	宮 園 鉄 北 地 区 集 会 所	宮園1丁目(372～389)、宮園3丁目～、白浜、光栄	//
17	門 静 地 区 集 会 所	門静、太田宏陽、乙幌	7時～19時
18	中央公民館苫多分館	苫多(第19投票区以外の番地)、沖万別(8、14)、尾幌1582	9時～16時
19	尾 幌 酪 農 ふ れ あ い 館	尾幌(第18投票区以外の番地)、苫多6、沖万別36	7時～19時
20	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌	//
21	太 田 活 性 化 施 設	太田、大別、セタニウシ、サッテベツ、片無去(930、945、1055)	//
22	片 無 去 地 区 集 会 所	片無去(第21投票区以外の番地)	//